

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 40 年 3 月 26 日まで

60 歳になって初めて、脱退手当金が支給されていることを知った。私は、会社を退職した後は、他県で子育てをしていたため、会社には一度も行ったことは無く、脱退手当金を受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 年 2 か月後の昭和 43 年 5 月 28 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金手帳記号番号払出簿の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 40 年 12 月 \* 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和52年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和51年4月から現在までの間、A社（現在は、C社）及びその関連会社で継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、私が昭和52年10月1日付けで同社のB支店からD営業所へ転勤した時期に当たる。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、及びC社が保管している人事記録である「個人台帳」などから、申立人が昭和51年4月1日から現在までの間、同社及びその関連会社に継続して勤務し（A社B支店から同社のD営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人はもとより、申立人が挙げた元同僚の供述などから、申立人は、申立期間直後の昭和52年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における社会保険事務所（当時）の昭和52年8月の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間における保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、昭和 55 年 1 月 15 日付けで適用事業所でなくなっている上、その本社も当時の関係資料を保管していないことから、当該期間における社会保険の加入状況、保険料の納付状況等は不明としているものの、仮に、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 52 年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が資格喪失日を同年 9 月 30 日として届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年4月6日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月6日から同年7月1日まで

私は、昭和56年4月から57年3月までの間、A社管内の事業所に期限付きの職員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私には申立期間の前後にも、申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録があり、同様に、申立期間についても途切れることなく加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に関する履歴書では、申立人が申立期間を含む昭和56年4月6日から同年12月31日までの間、継続して同事業所管内における臨時的任用の職員として任用されていたことが確認できる。

また、申立人と同様、期限付きの臨時的任用の職員であった申立期間当時の元同僚5人のうちの3人から聴取し確認できた申立事業所における在職期間は、オンライン記録等により、各自の厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

さらに、このうちの別の元同僚で、申立人と同様に、申立事業所における勤務開始日の昭和56年4月6日から同年7月1日までの3か月間に厚生年金保

険の加入記録が確認できない1人は、「申立期間当時、申立事業所などから事業所を変わる都度、厚生年金保険に加入するか否かについて尋ねられた覚えは無い。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間を含めて約3年間、申立事業所管内の3つの事業所で臨時的任用の職員として勤務していたと主張しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票等では、申立人が申立期間の3か月間以外の、当該期間の前後に当たる昭和55年4月7日から56年4月1日までの期間、同年7月1日から57年4月1日までの期間及び同年4月6日から58年4月1日までの期間、計2年9か月間に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるとともに、申立期間についても当該期間の前後と変わりなく、保険料を控除されていたと思うと供述している。

なお、申立事業所の上部機関であるB社では、昭和51年7月1日付けの通知により、臨時的任用職員等について、B社の任命に係る職員で雇用期間が2か月以上ある者のうち共済組合の組合員でない者を対象に、厚生年金保険等に加入手続を行うよう通知している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る社会保険事務所（当時）の昭和56年7月の記録から11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では、申立期間当時の社会保険関係資料を保管していないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としており、このほかに確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年2月1日から同年10月15日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和43年2月1日）及び資格取得日（昭和43年10月15日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月1日から同年10月15日まで  
② 昭和45年7月31日から47年6月1日まで

申立期間①については、昭和39年6月から45年7月までの間、A社の支店で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①における厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間②については、同年7月から49年5月までの間、B社の営業所で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②における加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの事業所においても、正社員の一般事務員として、途切れることなく働いていたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和39年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年2月1日に資格を喪失後、同年10月15日に資格を再取得しており、この間の申立期間①に係る加入記録が無い。

しかしながら、申立事業所の元事業主及び申立人の元上司(申立事業所の支店長)は共に、「事務員であった申立人は、申立期間①の期間中に辞めたこと

があったかはっきり覚えていないが、申立人の在職中には、その仕事内容や雇用形態が変わったことはなかったと思う。」と供述している上、申立事業所における申立期間①当時の元同僚二人はいずれも、「申立人は、申立事業所の営業事務員として申立期間①中も勤務し、同社を途中で辞めたようなことはなく、その勤務形態にも変化はなかったと思う。」と供述している。

また、前述の被保険者名簿に記載している申立期間①当時の元同僚 20 人中、連絡の取れた 12 人のうち、11 人は自身の申立事業所における厚生年金保険の加入記録は勤務していた期間とほぼ一致しているとし、また、残りの 1 人も試用期間の 9 か月を除き、両期間はほぼ一致していると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る社会保険事務所(当時)の昭和 43 年 1 月及び同年 10 月の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①における保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、昭和 50 年 4 月 1 日付けで適用事業所ではなくなっている上、申立事業所を合併したとしている C 社では、申立期間①当時の申立事業所に係る関係資料は引き継いでおらず、保管していないため、当該期間における、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。しかし、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれらを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、オンライン記録では、B 社の D 営業所という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人が在籍していたとする営業所の元代表者は、「同営業所は、申立期間②当時、申立ての B 社の協力事業所二十数か所のうちの一つであり、実質的には同社から独立した個人事業所であった。従業員は、私の妻、私の長男及び申立人の計 3 人のみで、厚生年金保険の適用事業所ではなかったが、申立人の強い希望もあったので、協力先の B 社に私が依頼し、同社における厚生年金保険の被保険者としてもらった経緯がある。」と供述している。

さらに、B 社は平成 4 年 7 月 1 日付けで適用事業所ではなくなっていることなどから、申立期間②における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載



している申立期間②当時の元同僚 17 人のうちの連絡の取れた 9 人から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

加えて、前述の被保険者名簿では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録どおり、昭和 47 年 6 月 1 日から 49 年 5 月 21 日までの間確認できるのみであり、申立期間②の期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鹿児島国民年金 事案 659

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から48年3月まで  
昭和46年4月に婚姻届の届出と同時に国民年金の任意加入手続を行い、転居するまでの2年間は、毎月集金人が自宅に来て国民年金保険料を納付していたことを覚えているので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月1日に国民年金の被保険者資格（任意）を取得し、同年5月1日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び町（当時）の国民年金被保険者名簿で確認できる上、同名簿の納付記録台帳欄においても申立期間の国民年金保険料を納付した記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと推認でき、申立人は国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 28 日まで

私は、昭和 29 年 2 月に姉が働いていた会社に就職し、機織の仕事を行っていた。退職後は帰郷し、実家に居たが、その後、会社からは一切連絡は無く、退職金等は受け取っておらず、脱退手当金も受け取っていないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 40 年 10 月 11 日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立事業所の被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、同年 7 月 20 日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答した記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者欄の前後 51 名（申立人を含む。）のうち、申立人の資格喪失日である昭和 40 年 3 月 28 日の前後（33 年から 42 年までの 9 年間）に被保険者資格を喪失し、受給要件を満たした女性被保険者 13 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金が支給済となっている 7 名全員が資格喪失日から 7 か月以内に支給決定されていることが確認できることを踏まえると、申立人の脱退手当金については、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 519（事案 170 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 17 日から 40 年 12 月 19 日まで

私は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶が無く、厚生年金保険の受給権が無くなることを承知で脱退手当金の申出書に署名・押印することは無いことから、当該期間について記録を訂正してほしい。

今回、当時の状況を思い出し、また、脱退手当金を受給したとされている期間とは別の未請求の期間が見つかったので、再申立てを行うこととした。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が記載されている被保険者名簿の 50 名のうち、申立人の資格喪失日からおおむね 2 年以内に資格喪失した女性であって、A 社で 2 年以上の被保険者期間のある者の脱退手当金の支給状況を確認したところ、25 名全員が 6 か月以内に支給決定されているほか、当該元同僚 25 名のうち、昭和 40 年 6 月 23 日から同年 7 月 31 日までの間に資格喪失した元同僚 8 名のうち 6 名については、いずれも脱退手当金の支給決定日が同年 10 月 14 日であることが確認できる上、同社の脱退手当金の支給記録のある元同僚から聴取した結果、「当時、会社からの説明は無かったが、個々人が会社へ依頼して、みんな脱退手当金をもらっていた。」との回答を得ていることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求がなされていたものと考えられること、ii) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から 2 か月後の 41 年 2 月 23 日に支給決定されている上、申立人が記載されている被保険者名簿の備考欄に「氏名訂正 41.2.14」の記載があることから、脱退手当金の請

求に併せて訂正処理が行われたと考えるのが自然であり、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金の支給期間以前の未請求の厚生年金保険被保険者期間が新たに判明したことや申立期間当時の状況を提示して、当委員会に再申立てを行っているところ、新たに判明した厚生年金保険被保険者期間は未請求期間となっており、本来の脱退手当金の制度としては、申立期間と一緒に支給されるべきものではあるが、当該被保険者記号番号は、脱退手当金の支給対象となった記号番号とは異なる番号である上、申立事業所とは別の県に所在する事業所であり、前述のとおり、当該脱退手当金が事業主による代理請求がなされたものと考えられることを踏まえると、新たに判明した厚生年金保険被保険者期間が未請求となっていることに事務処理上の不自然さはいかたがえなことから、申立内容は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月18日から29年4月16日まで  
② 昭和29年11月11日から31年4月24日まで

申立期間①及び②については、それぞれA社所有のC船舶、B社所有のD船舶に、いずれも見習通信士として乗船し勤務していたにもかかわらず、船員保険の加入記録が無い。

しかし、私の船員手帳には両申立期間中、私が両社から雇用されていたことが記載されているので、船員保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管している船員手帳では、申立人が申立期間と一致する昭和28年8月18日から29年4月16日までの期間、A社から雇用されていることが確認できる。

しかし、申立事業所は、昭和29年5月1日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の社会保険関係事務を引き継ぐE社では、申立期間①当時の関係資料を保管していないことなどから、当該期間における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。

また、申立人は、申立期間①当時の元同僚の氏名等を記憶しておらず、申立てに関する供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立期間①の期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

次に、申立期間②については、申立人が保管している船員手帳、申立人が

挙げた申立船舶の元船長の供述などから、申立人が申立期間②と一致する昭和 29 年 11 月 11 日から 31 年 4 月 24 日までの期間、B 社に雇用されていることが確認できる。

しかし、申立事業所は、船員保険の適用事業所ではなくなった時期は不明であるが、申立事業所の商業登記簿謄本では、昭和 42 年 3 月 14 日付けで解散登記されていることなどから、申立期間②における船員保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間②当時の元同僚の氏名等を記憶しておらず、前述の申立船舶の元船長から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立期間②の期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人は、申立期間①及び②について船員保険に加入していたと主張しているものの、オンライン記録等では、両申立期間をすべて含むこととなる昭和 27 年 6 月 1 日から 34 年 8 月 30 日までの間、申立人が別の事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるとともに、申立人の両申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月ごろから 51 年 10 月ごろまで  
② 昭和 52 年 4 月ごろから 53 年 7 月ごろまで

申立期間①及び②については、それぞれA社の支店、B社（現在は、C社）で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの事業所においても、正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社では、当時の関係書類を保管していないため、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている一方で、申立事業所が当時の元担当者へ問い合わせたところ、申立人については、当該事業所が直接雇用していた従業員ではなく、配達業務の請負契約先の関係者であったと回答している。

また、申立事業所における複数の元同僚から聴取したものの、「申立人は、申立事業所以外の事業所から雇用され、申立事業所へ車両を持ち込んでいたようだ。」などとするのみであり、申立内容を裏付ける供述等が得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間①においてはA社で勤務していたとしているものの、当該期間の一部となる昭和 51 年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日までの期間、申立期間②に関するB社に係る雇用保険の加入記録が確認できるとこ

る、当該事業所に係る被保険者名簿にも、申立期間①及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られない。

次に、申立期間②については、B社の元役員は、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所で勤務していたと供述している。

しかし、申立事業所の元役員は、当時の関係書類を保管していないため、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としているとともに、現存するC社の回答では、B社の運送許可などを譲り受けただけであり、当時の関係書類を保管していないため、同様に不明としている。

また、申立事業所に係る申立期間②当時の元同僚 11 人のうち、連絡が取れた 7 人から聴取したものの、その全員が申立人の氏名を覚えていないなど、申立てに関する供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②及びその前後に申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の雇用保険の記録では、申立期間②における申立事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、オンライン記録では、申立人が、申立期間①の一部となる昭和 50 年 4 月から 51 年 9 月間での期間、及び申立期間②をすべて含む 52 年 4 月から 53 年 7 月までの期間、国民年金に加入の上で、国民年金保険料が申請免除となっていることが確認できるとともに、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 522 (事案 399 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 1 日から 17 年 6 月 21 日まで

私が勤務していたA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、前回申立てを行ったところ、この申立てに対する通知があったが、その内容に異議がある。

再度の申立てを行うので、申立期間について、労働の対価として受け取っていた報酬に見合う、それ以前と同額の標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

なお、このことなどに関して、私は、平成 16 年 11 月末ごろに、社会保険事務所(当時)へ出向き相談したところ、管轄社会保険事務所による調査が行われたものの、標準報酬月額に係る記録は訂正されなかった。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が保管する給与明細書から、申立期間における厚生年金保険料額及び給与支給総額が確認できるところ、申立期間の各月の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれも、給与支給総額に見合う標準報酬月額に比べ低くなっていると同時に、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たって、従来主張を繰り返すのみであり、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実は見当たらないことから、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。